

宮崎県工業技術センター管理規則

(平成10年規則81号)

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県工業技術センターの大研修室、中研修室、大開放実験室、小開放実験室及び賃貸工場（以下「大研修室等」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休所日)

第2条 大研修室の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。

区 分	利 用 時 間	休 所 日
大研修室 中研修室	午前9時から 午後5時まで	宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第2号）第2条第1項に規定する県の休日
大開放実験室 小開放実験室 賃貸工場	午前零時から午 後12時まで	なし

2 宮崎県工業技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に同項に定める利用時間及び休所日を変更することができる。

(利用許可)

第3条 大研修室等を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。

2 所長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、大研修室等の利用を拒み、又は大研修室等からの退去を命ずることができる。

- (1) 大研修室等における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 大研修室等の施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）である者。
- (4) その他大研修室等の管理上支障があると認められる者

(委任)

第5条 この規則に定められるもののほか、大研修室等の管理及び運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。